

# アスリートタウン延岡体育・スポーツ大会開催補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、アスリートタウン延岡づくりを推進するため、スポーツを通じた交流人口の増加を図り、本市で体育・スポーツの競技大会を開催する団体に対して、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、本市で開催される大会のうち別表に掲げる規模以上のスポーツ競技大会（本市から他の補助金の交付を受けて開催されるもの又は企業等の名称を冠した宣伝色の強いものを除く。以下「競技大会」という。）の主催団体であって、全国を統括する体育又はスポーツの競技団体に加盟しているものとする。

## (補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に掲げる競技大会の規模に応じて定める額を限度として、競技大会の開催に要する経費の3分の1以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項に規定する競技大会の開催に要する経費は、会場借上料、審判員に係る謝金及び旅費、委託料、需用費、その他市長が必要と認めるものとする。

3 国際的な競技大会については、その内容により別表の全国大会の基準を参考にして市長が別途定めるものとする。

## (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、競技大会を実施する日の1月前までに、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に、競技大会実施要項、収支予算書、大会役員名簿及び選手名簿を添えて行うものとする。

## (実績報告及び補助金の請求)

第5条 競技大会の実績報告及び補助金の請求は、補助金等請求書（規則様式第7号）に収支計算書、領収書等の写し、大会成績表、参加役員及び選手名簿、その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

## (補助金の支払い方法)

第6条 補助金は、確定払の方法により支払うものとする。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、改正後のアスリートタウン延岡体育・スポーツ大会開催補助金交付要綱は、同日以後に開催する競技大会の交付申請に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行し、改正後のアスリートタウン延岡体育・スポーツ大会開催補助金交付要綱は、同日以後に開催する競技大会の交付申請に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行し、同日以後の補助金の交付申請について適用する。

別表（第3条関係）

競技大会の規模		交付金額（単位：万円）					
		全国規模の大会		九州規模の大会		その他の規模の大会	
		2日以内	3日以上	2日以内	3日以上	2日以内	3日以上
市外参加選手役員数	1,000人以上	150	200	130	180	110	160
	900人以上 1,000人未満	135	180	120	160	105	140
	800人以上 900人未満	120	160	100	140	80	120
	700人以上 800人未満	105	140	90	130	75	110
	600人以上 700人未満	90	120	80	110	70	100
	500人以上 600人未満	75	100	65	90	55	80
	400人以上 500人未満	60	80	50	70	40	60
	300人以上 400人未満	45	60	40	55	35	50
	200人以上 300人未満	30	40	25	35	20	30
	100人以上 200人未満	20	25	20	25	15	20
	50人以上 100人未満	15	20	15	20	10	15
	50人未満	10	15	10	15	5	10

備考

- 1 競技大会の規模については、当該大会において15以上の都道府県から出場があり、かつ、参加者の4分の3以上が県外に住所を有する者であるものを全国規模の大会、6以上の都道府県から出場があり、かつ、参加者の2分の1以上が県外に住所を有する者であるものを九州規模の大会、3以上の都道府県から出場があり、かつ、参加者の3分の1以上が県外に住所を有する者であるものをその他の規模の大会とする。
- 2 競技大会の日数とは、競技に要する日数をいい、競技大会前後の親善交流、観光等に要する日は含まないものとする。